

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金【概要】

R3年4月

補助対象及び金額

①太陽光発電システム

・設置パネル最大出力1kWあたり75,000円、上限40万円

②家庭用燃料電池

・家庭用燃料電池 1件あたり12万円

③太陽熱利用機器

・サンヒーター

設置費用の3分の2 上限15万円

④薪ストーブ等

・本体と煙突

購入費用の3分の2 上限20万円

⑤家庭用蓄電池等

蓄容量1kWあたり75,000円、設置費用の2分の1、
上限40万円(太陽光パネルと同時設置の場合60万円)

⑥省エネ設備等

・高効率給湯器

設置費用の2分の1 上限7万5千円

(エコキュート、エコジョーズ等)

・小型風力発電

設置費用の2分の1 上限7万5千円

申込受付期間

令和3年4月1日(木)午前9時から令和4年1月31日(月)午後5時15分です。
原則申請書提出の先着順に受け付け、予算に達し次第終了の予定です。
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分です。
事業は年度内に完了することをお願いします。

補助金対象者

補助を受けられるのは町税を完納している次の方です。(同一世帯員全てが完納していること)
 町内に住所を有する者のうち、町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に補助対象設備を導入する者
 申請者が発注する事業者、設置工事を行う事業者はいずれも県内事業者であること

募集件数

①太陽光発電システム	5件
②家庭用コージェネレーションシステム (燃料電池)	1件
③太陽熱利用機器	4件
④薪ストーブ等	4件
⑤家庭用蓄電池等	20件
⑥省エネ設備等	20件

申請の流れ

- (役場) (役場) (役場)
- 申請書提出→ 交付決定→ 着工→ 実績報告→ 額の確定→ 請求書提出→ 支払
 - 交付決定前に工事の着工をすることはできません。着工前に申請して下さい。
 - 必ず支払いの証拠となる領収書をご用意ください。
 - 設置前に使用に供されていないものをご用意ください。
 - 交付金額は千円未満の端数切捨てです。
 - 交付対象の算定基準額には消費税および地方消費税は含みません。

お問い合わせ先

南部町役場 町民生活課
電話:0859-66-3114